

須恵町立須恵第三小学校いじめ防止基本方針

Ⅰ いじめ防止の基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止のため次の3点を基本理念として対策を講じます。

- ① いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。
- ② いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践します。
- ③ いじめられている児童の立場に立ち、その児童の心の痛みをしっかりと親身になって受け止め、最後まで守り抜くという姿勢を貫き、いじめ問題を解決します。

「いじめ防止対策推進法」の遵守といじめ問題への対応にあたり、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように丁寧な説明を行うとともに、児童、保護者、地域に対して隠蔽や虚偽の説明は行いません。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

※「一定の人的関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指します。

※「心理的又は物理的な影響」

いじめの態様のことである。具体的には次のような態様を指し、いじめられた児童生徒の被害性に着目し、法が規定するいじめに当たるか否かを見極める必要があります。

<心理的な影響>

冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。SNS等のWeb上で誹謗中傷や嫌なことをされる等。

<物理的な影響>

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする等。

(3) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、下に示すように、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組む。いじめが認知された場合は、「早期対応」に取り組みます。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(4) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに、その再発防止に努めます。

2 いじめの防止対策組織

いじめの防止を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置します。

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※ 協議や対応する内容に応じて組織の構成員は柔軟に定める。

<活動内容>

- ① いじめの早期発見に関すること。(児童・保護者アンケート、教育相談等)
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案の対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。
- ⑤ 三小っこスタンダード5の徹底を図ること。

<開 催>

毎月1回(第4火曜日)を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3 いじめの未然防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに取り組み、いじめの未然防止に努めます。

(1) いじめを生まない教育環境をつくりあげる教師

- ・減点主義ではなく加点主義で、子どもの良さを認め、誉める教師
- ・児童の気持ちを理解することに努め、児童と信頼関係を築く教師
- ・早めに教室に上がり、健康観察では、児童の目を見て確認する教師
- ・体罰や暴言による指導は絶対に行わない教師
- ・「ならぬはならぬ」と愛情をもって毅然と叱れる教師

(2) いじめを生まない教育活動の推進

- ① 三小スタンダードの徹底
 - ・生活（挨拶・掃除・話の聞き方、返事・言葉遣い・整理整頓）
 - ・学習（聞く・返事、構えづくり、立腰、挨拶、話す）
- ② 構成的グループエンカウンター等による支持的風土づくり
- ③ サポート学習での異学年交流
- ④ i-check による学級経営の充実・改善
- ⑤ 道徳の授業の一斉公開
- ⑥ 世界人権デーの取り組みとしての人権標語づくり
- ⑦ 当番、係活動、委員会活動の充実
- ⑧ 情報モラル教育やネットリテラシーの学習

(3) いじめを生まない教育環境の充実

教師は児童にとって、最大の教育環境であることを認識して、児童の手本となるように行動し、後ろ姿で指導するとともに、計画的に、また、その都度、必要に応じて、いじめを生まない教育環境づくりのための指導を行います。

① 言語環境の整備

正しい言葉遣い、温かい言葉遣いの指導を徹底して行う。逆に、傷つける言葉や呼び捨ては、徹底して排除します。

② 整理整頓、美化された校内環境の整備

情緒が落ち着くように、整理整頓、美化された校内環境づくりに努めます。そのために、黙々清掃を徹底するとともに、日ごろから、教室、特別教室、教材室等の整理整頓、美化に努めます。また、掲示物も、破れたり、古くなったりしたものを掲示しません。

③ 三小っこスタンダード5の徹底

それぞれの目標を達成できるように徹底して指導します。

4 いじめの早期発見

日頃から、児童が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめチェックリストを実施するとともに、個人面談等を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

(1) いじめ防止の調査等実施

「いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。

- ① いじめチェックリスト(学校生活チェックリスト)を実施します。
 - ・月1回
 - ・全児童対象
 - ・年2回は、無記名で実施
- ② 年2回（6月、10月）保護者チェックリストの実施を実施します。
- ③ チェックリスト結果を踏まえた学級担任による教育相談を随時行う。

④ 教育相談週間の取組

- ・年3回(6月、10月、2月)
- ・全児童対象

⑤ 年2回(6月、12月)の i-check による児童や学級集団の状態等の把握を行います

(2) いじめ相談の体制整備

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行います。

※児童と個別に面談を行うことで、担任等がいじめを認知しやすい環境をつくれます。

- ① 担任による全児童との教育相談(6月、10月、2月に教育相談週間設定)
- ② SC(スクールカウンセラー)による教育相談(週1回)
- ③ SSW(スクールソーシャルワーカー)による児童把握と保護者対応(随時)

(3) いじめの防止に係る資質の向上(教員研修の実施)

いじめの防止対策に関する研修を年間計画(4月、8月)に位置づけて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。

5 いじめを認知した場合の対応

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童を守つとともに、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続的に行います。

6 発見から組織的対応の展開

(1) いじめの情報把握

情報把握例

- ・いじめの可能性のある言動を察知・目撃
- ・日記等から気になる言葉を発見
- ・学校生活チェックリストから発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・校内の教員からの情報提供
- ・学童保育や地域住民からの情報提供

※ 情報把握時は、生徒指導担当、管理職と迅速に情報共有を行い、迅速に対応を協議して対応します。

※ 終礼時(緊急を要する場合は、緊急職員集合時)に、全職員で情報を共有します。教頭は、職員への全体指導を行います。

(2) 対応チームの編成

[校内いじめ防止対策委員会の立ち上げ]

- ★ 学校がいじめを把握し、加害者への指導を含む対応をしたにもかかわらず、加害者と被害者間、また、その保護者同士で解決しない場合、および緊急の場合に設置する。

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等事案に応じて編成します。
--

(3) 対応方針の決定・役割分担

- ① 情報の整理
- ② 対応方針・緊急度の確認、「自殺」「暴行」等の危険度を確認
- ③ 役割分担
 - ・被害者、加害者、周辺児童生徒からの事情聴取と支援・指導担当・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と支援・指導

(5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

- ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取・確認をします。
- ・事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行います。
- ・複数の教員で聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守します。
- ・いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることを防ぎます。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じます。

① いじめ被害者への対応

心のケア(スクールカウンセラーの活用等)や安心して学校に通学できるようにするための対応を行います。

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- 担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- 児童のよさや優れているところを認め、励まします。
- いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。
- 日記ノートとの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- 自己肯定感を回復できるよう友人との関係づくりや活躍の場等の支援を行います。

② いじめ加害者への指導・対応<複数職員での対応・記録の保存>

被害者が恐れている場合を想定して指導・対応します。

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- 自分はすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせます。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許しません。
- 日記ノートや面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認します。
- 授業や学級活動等を通してよさを認め、向社会的行動に向かわせます。

<出席停止、別教室での個別指導>

指導後のいじめ加害者及びいじめ被害者の状況によっては、出席停止、別教室での個別指導といった対応を行います。その際、校内いじめ防止対策委員会で十分に検討するとともに、児童、保護者に、その対応の理由を十分に説明します。

③ 観衆、傍観者への指導・対応

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。

- いじめの事実を告げることは、告げ口やいわゆるチクリなどというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせます。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせます。
- いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深めさせます。

(6) いじめの解消の判断

いじめの解消の判断は、以下の2つを満たすことを条件とし、「校内いじめ防止対策委員会」において行います。

(1) いじめが止まっている状態が継続(3か月が目安)

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

(被害児童から「もう大丈夫です。」「心配ないです。」等の発言を聞くこと)

※ 被害児童に加害児童が謝罪すれば終わりではなく、上の2点を基に判断する。3か月は目安であり、対応(見守り)は継続して行います。

※ いじめ防止担当は、3か月经過時に、「いじめに関する実態調査(個票)」を担任に返却します。担任は、当該児童との面談を行い、児童から聞き取りを行います。その後、担任からの情報をもとに、いじめの解消の判断を行います。

(7) 保護者との連携

① いじめ被害者の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問または、学校での面談を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- 学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受けま

② いじめ加害者の保護者との連携

- 事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭訪問するなどして、事実を伝え、その場で子どもに事実の再確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- 指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- 学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

(8) 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び児童相談所、所轄警察署等と連携して対処します。

(9) 情報提供

いじめの調査結果について被害児童、保護者への適切な情報提供を行います。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、児童生徒が自殺を企図した場合等
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき：不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手します。

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき：重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒主幹・教頭⇒校長
 - ② 校長⇒教育委員会学校教育課
- ※ 緊急時には、臨機応変に対応します。
- ※ 教育委員会への一報後、改めて文書で報告します。
- ※ 必要に応じて警察等関係機関にためらわずに通報します。

(3) 重大事態発生時の初動

- ① いじめ対策委員会を招集します。
- ② 教育委員会学校教育課への報告と連携を行います。
- ③ 調査方法：＜事実の究明＞
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：被害者→周囲にいる者→加害者の順
- ④ 児童相談所や警察への通報等、関係機関と連携します。

7 公表・点検・評価

- (1) ホームページで本校の「いじめ防止基本方針」を公表します。
- (2) 年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた教育活動等の見直しを行います。
- (3) 年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、職員で評価します。
- (4) 取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ります。
- (5) いじめに関する点検・評価に基づき、「いじめ防止基本方針」を見直します。

平成26年3月31日策定

平成28年4月 1日改訂

平成29年4月 1日改訂

平成30年4月 1日改訂

平成31年4月 1日改訂

令和 2年4月 1日改訂

令和 6年4月 1日改訂